

特定非営利活動法人 ふくろう 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふくろうという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を次の所在地に置く。

所在地 茨城県水戸市千波町 1728 番地の2

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害及び聴覚障害と心身の障害を併せもつ者等の地域生活を支援しながら、自立と社会参加の促進を図り、もって豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業・一般相談支援事業
- ③ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ④ 聴覚障害者の就労や生活に関する相談
- ⑤ 聴覚障害者の仲間作りを支援する事業
- ⑥ 聴覚障害者の生活支援をする場の運営
- ⑦ 手話の普及・指導
- ⑧ その他、この法人の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上 10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を1人、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 疾病又は心身の障害のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 総会は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）による開催も可能とする。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面、電磁的記録又はファクシミリにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、総会に参加し、表決することができる。また、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第2項、第 30 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法、ファクシミリ若しくはネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、電磁的記録又はファクシミリにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。

第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
事務局の組織及び運営に関する事項

(4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(5)その他この法人の運営に関して必要な事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 理事会は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによる開催も可能とする。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し表決することができる。また、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面、電磁的方法、ファクシミリ若しくはネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益
- (7) 事業に伴って購入した施設及び備品

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された社会福祉法人、公益社団法人又は特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 小田 昇明

理 事 五十嵐 めぐみ

同 田森 邦男

同 佐久間 孝

同 野本 智子

同 小島 由起子

同 大西 智子

監 事 鯉淵 庸子

同 大内 昌徳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年6月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年3月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員 年会費 3,000円

(2) 団体正会員 年会費 6,000円

(3) 個人賛助会員 年会費 3,000円

(4) 団体賛助会員 年会費 6,000円

2008 年5月 17 日 一部改正

2012 年4月 1 日 NPO法改正に伴い一部改正

2016 年6月 18 日 法改正並びに模範定款に準拠するための一部改正

2018 年5月 20 日 法改正に対応するための一部改正

2023 年5月 31 日 事務所所在地変更のため一部改正

2023 年6月 10 日 オンライン等に対応するため一部改正

2025 年8月 22 日 相談支援事業開始に対応するため一部改正

2026 年 障害児相談支援事業等開始に対応するため一部改正

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ふくろう

1 事業実施の方針

- ・定款変更の日の属する事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目指す。
- ・本法人の事業は、障害児相談支援事業を開始することをより多くの市民に知っていただくため、ホームページ・SNS 等で理解をひろめる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	・就労継続支援 B 型事業	(A) 週 5 日 (B) 工房ふくろう (C) 10 人	(D) 利用者 (E) 2555 人	24,409
② 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業・特定相談支援事業	・相談支援事業	(A) 週 5 日 (B) 工房ふくろう (C) 2 人	(D) 聴覚障害者 (E) 30 人	6,721
③ 児童福祉法に基づく相談支援事業	・相談支援事業	(A) 週 5 日 (R8.9~) (B) 工房ふくろう (C) 2 人	(D) 聴覚障害児 (E) 3 人	929
④ 聴覚障害者の就労や生活に関する相談	・日常生活に関する相談 ・困りごと相談	(A) 随時 (B) 施設内 (C) 3 人	(D) 利用者及び聴覚障害者一般 (E) 10 人	839
⑤ 聴覚障害者の仲間作りを支援する事業	・交流会 ・施設外活動	(A) 随時 (B) 施設内・外 (C) 10 人	(D) 利用者及び聴覚障害者一般 (E) 30 人	646
⑥ 聴覚障がい者の生活支援をする場の運営	工房ふくろうの運営 (就労継続支援業務外の生活支援の場)	(A) 随時 (B) 施設内 (C) 10 人	(D) 利用者及び聴覚障害者一般 (E) 30 人	1,043
⑦ 手話の普及・指導	外部に向けての手話教室の実施	(A) 10 月 (B) 茨城大学 (C) 3 人	(D) 茨城大学学生 (E) 30 人	56

2027 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ふくろう

1 事業実施の方針

- ・定款変更の日の属する事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目指す。
- ・前事業年度に開始した、聴覚障がい者のための障害児相談支援事業を行っていることをより多くの市民に知っていただくため、関係機関訪問やホームページ・SNS 等で理解をひろめる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	・就労継続支援 B 型事業	(A) 週 5 日 (B) 工房ふくろう (C) 10 人	(D) 利用者 (E) 2,600 人	24,484
② 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業・特定相談支援事業	・相談支援事業	(A) 週 5 日 (B) 工房ふくろう (C) 2 人	(D) 聴覚障害者 (E) 30 人	6,758
③ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	・相談支援事業	(A) 週 5 日 (R8.9~) (B) 工房ふくろう (C) 2 人	(D) 聴覚障害児 (E) 5 人	940
④ 聴覚障害者の就労や生活に関する相談	・日常生活に関する相談 ・困りごと相談	(A) 随時 (B) 施設内 (C) 2 人	(D) 利用者及び聴覚障害者一般 (E) 10 人	847
⑤ 聴覚障害者の仲間作りを支援する事業	・交流会 ・施設外活動	(A) 随時 (B) 施設内・外 (C) 7 人	(D) 利用者及び聴覚障害者一般 (E) 30 人	653
⑥ 聴覚障がい者の生活支援をする場の運営	工房ふくろうの運営 (就労継続支援業務外の生活支援の場)	(A) 随時 (B) 施設内 (C) 7 人	(D) 利用者及び聴覚障害者一般 (E) 25 人	1,054
⑦ 手話の普及・指導	外部に向けての手話教室の実施	(A) 6 月 (B) 茨城大学 (C) 3 人	(D) 茨城大学学生 (E) 30 人	57

活 動 予 算 書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人ふくろう

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	90,000		
賛助会員受取会費	45,000	135,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
障害者自立支援法に基づく事業収益	31,500,000		
- 相談支援	850,000		
生活支援をする場の運営事業収益	700,000		
-	120,000		
- 軽作業(川澄プラスチック工業)	60,000		
- 軽作業(新日本工芸)	170,000		
- ホロルの湯	65,000		
- 内職市場	10,000		
- 刺繍製品	50,000		
- 缶バッジ	50,000		
- タグキーホルダー	50,000		
- メルカリ	50,000		
- その他	1,000,000	34,675,000	
5. 雑収益			
受取利息	5,000		
雑収益	10,000	15,000	
経常収益計			34,825,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	20,000,000		
法定福利費	2,200,000		
通勤費	700,000		
福利厚生費	10,000		
人件費計	22,910,000		
(2) 製造原価			
材料仕入(縫製)	300,000		
材料仕入(軽作業)	300,000		
利用者工賃(縫製)	2,000,000		
利用者工賃(軽作業)	2,400,000		
交通費(ボランティア)	10,000		
製造原価計	5,010,000		
(3) その他経費			
使用料及び手数料	600,000		
諸謝金	10,000		
旅費交通費	100,000		
研修費	50,000		
車両費	300,000		
通信運搬費	150,000		
消耗品費	800,000		
修繕費	20,000		
燃料費	500,000		
水道光熱費	650,000		
賃借料	1,983,960		
保険料	430,000		
租税公課	100,000		
外注費	1,000,000		
雑費	30,000		
その他経費計	6,723,960		
事業費計		34,643,960	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
使用料及び手数料	12,000		
通信運搬費	45,000		
雑費	24,040		
その他経費計	81,040		
管理費計		81,040	
経常費用計			34,725,000
当期経常増減額			100,000

III 經常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
經常外収益計			
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			100,000
前期繰越正味財産額			-924,337
次期繰越正味財産額			-824,337

活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人ふくろう
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	90,000		
賛助会員受取会費	45,000	135,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
障害者自立支援法に基づく事業収益	31,500,000		
- 相談支援	1,200,000		
生活支援をする場の運営事業収益	700,000		
-	120,000		
- 軽作業(川澄プラスチック工業)	60,000		
- 軽作業(新日本工芸)	170,000		
- ホロルの湯	65,000		
- 内職市場	10,000		
- 刺繍製品	50,000		
- 缶バッチ	50,000		
- タグキーホルダー	50,000		
- メルカリ	50,000		
- その他	1,000,000	35,025,000	
5. 雑収益			
受取利息	5,000		
雑収益	10,000	15,000	
経常収益計			35,175,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	20,000,000		
法定福利費	2,200,000		
通勤費	700,000		
福利厚生費	10,000		
人件費計	22,910,000		
(2) 製造原価			
材料仕入(縫製)	300,000		
材料仕入(軽作業)	300,000		
利用者工賃(縫製)	2,000,000		
利用者工賃(軽作業)	2,400,000		
交通費(ボランティア)	10,000		
製造原価計	5,010,000		
(3) その他経費			
使用料及び手数料	600,000		
諸謝金	10,000		
旅費交通費	120,000		
研修費	50,000		
車両費	300,000		
通信運搬費	150,000		
消耗品費	800,000		
修繕費	20,000		
燃料費	600,000		
水道光熱費	650,000		
賃借料	1,983,960		
保険料	430,000		
租税公課	100,000		
外注費	1,000,000		
雑費	60,000		
その他経費計	6,873,960		
事業費計		34,793,960	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
使用料及び手数料	112,000		
通信運搬費	45,000		
雑費	24,040		
その他経費計	181,040		
管理費計		181,040	
経常費用計			34,975,000
当期経常増減額			200,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			200,000
前期繰越正味財産額			-824,337
次期繰越正味財産額			-624,337